

介護保険制度以外のサービス

介護保険制度以外のサービスには、次のようなものがあります。

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者の成年後見制度利用の申し立てについて支援します。また、それに伴う必要な費用や後見人などの報酬の全部または一部を助成します。

独居高齢者の見守り支援

乳酸菌飲料を届け、孤独感の解消と安否の確認を行います。

対象＝70歳以上の一人暮らし(親族が同一敷地内にいる場合を除く)で、継続して見守りを希望し、配食サービス・デイサービス・ホームヘルプサービスなどを週1回以上利用していない人

利用回数＝週1回

利用料＝無料

移送サービス

通院などのときに自宅から目的地まで車いすのまま乗れる自動車で送迎します。

対象＝1人で外出が困難な人で、介護保険法の認定を受けた人または障害者手帳を持っている人

年会費＝2,400円(4月～9月に申し込んだ人)、1,200円(10月～3月に申し込んだ人)

利用料(目的地により異なります)

- ・成田市内…500円
- ・富里市、酒々井町、栄町、印西市、芝山町、多古町、香取市、佐倉市、八街市、神崎町…700円(成田市から2キロメートル以内の場合は500円)
- ・そのほか(おおむね30キロメートル以内)…1,500円

配食サービス

自分で調理することが困難な人に対し、栄養のバランスが取れた食事(1月1日～3日を除く毎日)を届けるとともに安否確認をします。

対象＝おおむね65歳以上の高齢者世帯(日中独居を含む)で週3日以上利用する世帯

利用料＝1食300円

福祉電話の貸与・料金助成

近隣に扶養義務者のいない一人暮らしや高齢者世帯の安否確認などのために電話の貸し出しを行い、電話料金(基本料金+通話料300円まで)を助成します。すでに電話がある人には電話料金を助成します。

対象＝65歳以上の高齢者世帯で前年の所得税が非課税の世帯

緊急通報装置の設置

自宅で急病になったり、事故が起きたりしたときに、身に着けているペンダント型の発信機のボタンを押すだけで、近所への連絡や救急車の手配など、迅速・適切に対応する装置を設置します。

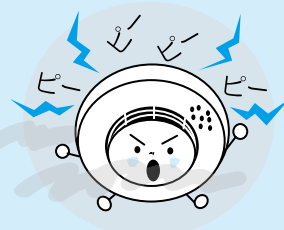
対象＝65歳以上の高齢者世帯(日中独居を含む)

利用料＝前年の所得税が非課税の世帯は無料、課税世帯は1カ月1,500円

住宅用火災警報器の給付

火災による事故を防止するために、住宅用火災警報器を給付します。

対象＝65歳以上の高齢者世帯
設置料＝無料(市民税所得割課税世帯は2,400円)

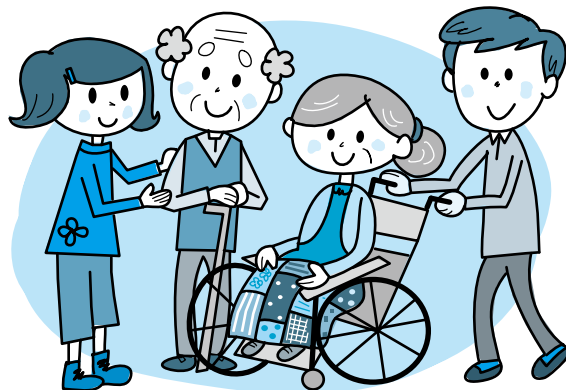


住宅改造費の助成	住宅改造費は、20万円までは介護保険から、それを上回る部分は市の福祉サービスとして助成します。改修の計画段階で相談してください。助成限度額は前年の所得税が非課税の世帯は50万円、課税世帯は26万6,000円(補助率3分の2)です
SOSネットワーク	認知症などによる行方不明者を検索するため、各種協力団体への一斉ファクシミリ通報や防災無線により市民に協力の呼び掛けを行います
徘徊高齢者等位置探索サービス	徘徊する高齢者などの居場所を早期に発見できる衛星回線を利用した機器を貸し出します 基本料…月500円 位置情報提供料…1回200円
福祉手当	ねたきり老人等介護者手当は月額12,000円を、ねたきり老人福祉手当と重度認知症老人介護手当は月額13,000円を支給します
紙おむつの給付	在宅で紙おむつを使用している寝たきりまたは認知症などの人(おおむね65歳以上)に紙おむつを無料で宅配します
寝具乾燥	寝具を自然乾燥させることが困難な一人暮らしの人などを対象に、専門業者が自宅に伺い寝具の乾燥を無料で行います(利用は月1回まで)

※介護保険について詳しくは介護保険課(☎20-1545)へ。介護保険以外のサービスについては高齢者福祉課(☎20-1537)、移送サービスについては市社会福祉協議会ボランティアセンター(☎27-8010)へ。

ともに支え合い 生き生きとした暮らしを

現在、市内の65歳以上の高齢者は約2万2,000人。多くは健康で自立した生活をしていますが、何らかの支援を必要とする人もいます。住み慣れた場所で生活していくための支援として介護保険サービスや生活支援のサービス、高齢者の相談窓口として「地域包括支援センター」があります。



介護保険制度のサービス

介護保険のサービスを利用するには、申請して認定を受ける必要があります。要支援と認定されると介護予防サービス、要介護と認定されると介護サービスを受けることができます。

在宅サービス		(*)印は介護予防サービスがあります
訪問介護(*)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話をします	
訪問入浴(*)	訪問入浴車が家庭を訪問して、入浴サービスを行います	
訪問看護(*)	看護師などが家庭を訪問して、療養の世話・診療の補助をします	
訪問リハビリテーション(*)	理学療法士などが家庭を訪問して、機能回復訓練を行います	
通所リハビリテーション(*)	老人保健施設などで機能回復訓練・入浴・食事などのサービスを行います	
居宅療養管理指導(*)	医師・歯科医師・薬剤師などが療養上の管理・指導を行います	
通所介護(*)	デイサービスセンターで入浴・食事などのサービスを行います	
短期入所生活介護(*)	介護老人福祉(保健)施設に短期間入所して、食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話や機能回復訓練などが受けられます	
短期入所療養介護(*)		
特定施設入居者生活介護(*)	有料老人ホームなどで入浴・食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話が受けられます	
福祉用具貸与(*)	身体の状態に合わせて車いすやベッドなどの福祉用具を貸し出します	
特定福祉用具購入費の支給(*)	指定事業者から購入した入浴補助用具などの購入費(年10万円上限)を支給します	
住宅改修費の支給(*)	手すりの取り付けや段差の解消など住宅改修費(20万円上限)を支給します	

地域密着型サービス		(*)印は介護予防サービスがあります
夜間対応型訪問介護	ヘルパーが定期巡回や通報により訪問して、食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話をします	
認知症対応型通所介護(*)	デイサービスセンターで認知症改善訓練や食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話をします	
小規模多機能型居宅介護(*)	「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせた多機能なサービスを行います	
認知症対応型共同生活介護(*)	認知症の高齢者などが共同生活する住居で、食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話をします	

施設サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養型医療施設・老人性認知症疾患療養病棟)に入所して、食事などの介護、そのほかの日常生活上の世話や機能回復訓練などが受けられます

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもその人らしい生活を送ることができるよう、さまざまな支援を行うために各地域に「地域包括支援センター」を設置しています。センターでは主に次のような業務を行っています。

介護予防ケアマネジメント

市の健診などで「介護予防が必要」とされた人と介護認定で「要支援1・2」の認定を受けた人を対象に、本人とともに介護予防プランを作成し、介護予防を図ります。

総合相談支援

高齢者の介護や福祉、生活支援などの総合的な相談や、地域の多様なネットワークを活用した高齢者の実態把握を行います。

虐待防止・権利擁護

高齢者の権利や財産を守るため、虐待の相談や早期発見・保護などの対応をするほか、成年後見制度などの利用支援を行います。

○成田市地域包括支援センター(成田・公津・下総・大栄地域)……………☎24-1294

○成田市西部北地域包括支援センター(豊住・八生・ニュータウン地域)……………☎20-3655

○成田市中央地域包括支援センター(久住・中郷・遠山地域)……………☎35-6081

※くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。